

議案第78号

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市社会福祉審議会条例（平成15年さいたま市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>(子ども・子育て支援法に基づく事務処理)</u> <u>第3条 審議会は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するものとする。</u>	
<u>第4条 [略]</u>	<u>第3条 [略]</u>
<u>第5条 [略]</u>	<u>第4条 [略]</u>
<u>第6条 [略]</u>	<u>第5条 [略]</u>
<u>第7条 [略]</u>	<u>第6条 [略]</u>
<u>第8条 [略]</u>	<u>第7条 [略]</u>
<u>（準用）</u> <u>第9条 第6条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは「専門分科会にあっては専門分科会長、審査部会にあっては審査部会長」と読み替えるものとする。</u>	<u>（準用）</u> <u>第8条 第5条の規定は、専門分科会及び審査部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「委員長」とあるのは「専門分科会にあっては専門分科会長、審査部会にあっては審査部会長」と読み替えるものとする。</u>
<u>第10条 [略]</u>	<u>第9条 [略]</u>

第11条 [略]

第10条 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。